

予算決算常任委員会 記録

1 開会日時 令和8年6月24日（水）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館7階議場

3 事 件

議案第85号 令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第86号 令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）

4 出席委員 掛田勝彦、重信好範、小田伸次、宍戸稔、山村恵美子、鈴木深由希、横光春市、伊藤芳則、弓掛元、藤井憲一郎、新田真一、藤岡一弘、徳岡真紀、月橋寿文、増田誠宏、中原秀樹、山田真一郎、國重清隆、細美克浩、竹田恵、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市民部】松本市民部長、村上市民課長、奥野課税課長、貞末保険年金係長、豊原市民税係長

【福祉保健部】菅原福祉保健部長、松岡福祉課長、今本社会福祉係長

【産業振興部】児玉産業振興部長、桑田総務部長、森田農村整備担当課長、秋山財政課長、宮本農村整備係長、小山財政係長

【建設部】濱口建設部長、行政土木課長、賀谷土木技術担当課長、谷川管理係長、井上維持係長、高尾建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○掛田委員長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は21名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

それでは最初に、審査方法について、ご確認いただきたいと思います。タブレットの「予算決算常任委員会」「令和8年度」「令和8年6月定例会」の赤色のフォルダーに掲載しておりますのでお開きください。初めに、1の審査日程についてです。2ページ目をお開き、資料1、予算決算常任委員会審査日程（案）をご覧ください。本日6月24日水曜日は、審査順の通り、原則、予定の部局が終了するまで行い、採決まで行うこととしたいと思います。

次に、修正案についてですが、修正案を発議しようとするときは、採決までに、その案に提案理由を添えて、委員長に提出するものといたします。

次に、予算決算常任委員会審査上の確認事項についてです。審査上の確認事項を7項目記載しております。読み上げますので、ご確認をお願いしたいと思います。1、審査は各部局単位で行う。2、原則、本日本日予定している審査が終了するまで、委員会を行う。3、説明員は事項別明細書及び事業別審査シートを用いて行う。4、質疑は簡潔に行い、回数制限は、特に設けないが、円滑な運営に努めてください。また、数値や明細の確認に修する終始することなく、事業の有効性や効果に係る審査にご協力をお願いしたいと思います。採決は、審査終了後に行う。6、委員長報告に付すべき指摘、意見の集約は採決後に行う。7、発言は自席において起立して行う。

以上であります、ただいまの確認事項で何かご質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 ないようですので、これにより、審査を進めて参りたいと思います。円滑な委員会審査に、ご協力いただきますようお願いいたします。次に、審査資料についてご説明いたします。補正予算の審査においても、審査シートを用いて審査を行います。執行部におかれましては、審査シートの提出にご協力いただきありがとうございました。タブレットの「予算決算常任委員会」「令和8年度」「令和8年6月定例会」の「事業別審査シート」のフォルダーに、本日の審査順に審査シートを掲載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

本日の委員会の審査日程につきましては、審査順の通り、市民部、福祉保健部、産業振興部、建設部の審査を行います。それでは、審査に入ります。先ほど確認いただきました通り、質疑の回数制限は特に設けませんが、簡潔に行い、円滑な運営に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、説明員は着席のままで説明を行いますので、ご了承ください。

それでは、市民部に係る議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。市民部の説明を求めます。松本市民部長。

○松本市民部長 おはようございます。それでは、議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」のうち、市民部が所管します事業及び経費等について、ご説明いたします。以後、着座にて説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条の歳入歳出予算の補正となります。説明は、補正予算事項別明細書を用いて説明をいたします。最初に、歳出について説明いたします。補正予算事項別明細書14、15ページをお開きください。款3、民生費、項1、社会福祉費、目9、国民健康保険特別会計繰出金、545万2,000円は、子ども・子育て支援金分の財源の振替です。次に、歳入について説明いたします。事項別明細書12、13ページにお戻りください。款15、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、節4、国民健康保険基盤安定負担金、92万2,000円及び、款16、県支出金、項1、県負担金、目2、民生費県負担金、節4、国民健康保険基盤安定負担金、316万6,000円は、子ども・子育て支援金分の国、県の負担分です。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○掛田委員長 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 質疑がないということで、続いて、議案第86号「令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。市民部の説明を求めます。松本市民部長。

○松本市民部長 議案第86号「令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」についてご説明いたします。以降、着座にて説明いたします。

今回の補正は、第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,727万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ50億7,275万円にしようとするものです。説明は、補正予算事項別明細書により説明いたします。まず、歳出補正から説明いたします。12、13ペ

ージをお開きください。款3、国民健康保険事業費納付金、項4、子ども・子育て支援納付金分、目1、子ども・子育て支援納付金分、2,727万5,000円は、令和8年度から始まりました、子ども・子育て支援にかかる負担金です。

歳入補正について説明いたします。10、11ページをお開きください。款1、国民健康保険税、項1、国民健康保険税、目1、国民健康保険税は、子ども・子育て支援金分の現年課税分、2,182万3,000円となります。款6、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、360万7,000円と節2、健康保険基盤安定繰入金保険者支援分、184万5,000円は、子ども・子育て支援にかかる増額分を繰入するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○掛田委員長 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 はい、それでは質問がないようですので、市民部に係る議案の審査を終わります。市民の皆さん、ありがとうございました。次の審査のため、説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

（市民部退室、福祉保健部入室）

○掛田委員長 続いて、福祉保健部に係る議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。福祉保健部の説明を求めます。菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 それでは、議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」のうち、福祉保健部が所管いたします事業及び経費等についてご説明をいたします。これ以降、着席して説明をさせていただきます。

令和8年度三次市一般会計補正予算事業別審査シートに基づいて説明をいたします。福祉保健部の補正予算事業別審査シートナンバー1をご覧ください。事業内容及びその目的の欄をご覧ください。この事業は、令和7年6月27日の最高裁の判決において、平成25年生活扶助基準の引き下げ改定が違法と判断されたことを受けて、扶助費を追加給付するものでございます。

主な経費は、扶助費5,056万円で、その内訳は、令和8年4月1日時点の試算で、被保護世帯284世帯、1,817万6,000円、廃止世帯506世帯、3,238万4,000円の追加給付の必要見込額となっております。給付対象、給付方法、スケジュールは記載の通りでございます。特定財源は生活保護等対策費負担金と生活困窮者就労準備支援事業費等補助金となっております。

以上で福祉保健部に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○掛田委員長 質疑を願います。横光委員。

○横光委員 根拠というか、6万4,000円というのがよくわからないのですが、例えば、高齢者2人世帯で、生活保護費をいただいとって、1ヶ月にどのぐらいというのがあると思うのですが、6万4,000円というのは、平成25年から今日までの間の金額なのか。大体1か月あたり、どの程度の金額が引き下げられて、それが違法であるというふうに判断されて、それぞれの年数によって、月数で

すね、それぞれ設定によって、なられたときと廃止されたとき、違うと思うのですが、その状況を万遍なく6万4,000円ということにはならないというふうに思うのですが、そこらのところ、ちょっとお知らせいただければというふうに思います。

○掛田委員長 松岡社会福祉課長。

○松岡社会福祉課長 はい、今回の給付額の補正額にあります6万4,000円につきましては、算定する根拠としまして、国の方が、1世帯あたりを、三次市の土地では6万4,000円というふうにされているので、計上させていただいておりますが、実際の支給額につきましては、先ほどありましたように、当時の年齢や世帯の人数、また保護を受けた期間や加算の状況につきまして異なりますので、これから計算をさせていただきたいと考えております。支給の差額につきましては、平成25年からは、約0.8%、26年からは1.6%、27年からは2.4%の差額があったというふうに、国の方が示しております。以上です。

○掛田委員長 その他ありませんか。藤井委員。

○藤井委員 はい、廃止世帯はおそらく収入が増加したからとか、そういう理由で生活保護受けなくても良くなったところとか、そういったふうに理解するのですが、この506世帯に対して、広報を行う、9月中旬に、広報を行うということでありましたが、申請による追加給付ということなのですが、この広報の仕方といいますかですね、その辺のお考えをお伺いさせていただきます。

○掛田委員長 松岡社会福祉課長。

○松岡社会福祉課長 廃止世帯につきましては、現在、保護中の世帯とは違いまして、調査権限がございませんので、個別の周知の方は、ちょっと行わないことになっております。

そして、広報につきましては、三次市における広報誌やSNS、三次市のホームページでの広報を行いますし、市外へ転出されているところについては市外での広報という形になります。また、国の方でホームページやコールセンターの方を立ち上げて対応の方を行っています。以上です。

○掛田委員長 その他ありませんか。竹田委員。

○竹田委員 私が1点、最後のスケジュールのところにありますけれども、システム改修というのがありますが、今回のこういったシステムの改修にあたっての経費等は含まれるかどうか、かかるのか、かからないのか含めてご返答をお願いします。

○掛田委員長 松岡社会福祉課長。

○松岡社会福祉課長 今回のシステム改修につきましては、費用は、委託料、業務委託料の125万4,000円の方で計上させていただいております。以上です。

○掛田委員長 その他ありませんか。新田委員。

○新田委員 はい、すごい基本的なことを聞きます。何が違法だったのですかね。それは市民に知らせなくてもいいのですかね。

2つ目、廃止世帯っていうのがあって、生活保護を受けなくなったっていう意味と解しますが、これは亡くなられた方も含むのですか。亡くなられた方については、もう支給しないという

か、或いはさかのぼるのか、そこらはどうなのでしょう。

○掛田委員長 松岡社会福祉課長。

○松岡社会福祉課長 はい、最初の質問ですが、この内容は、平成25年度に行われた保護費の改定が、平成20年の9月に起こりました、リーマンショックの反映を受けて、マイナスの調整を平成25年の保護費の改定で行われたということがあります。それに対して、平成26年に消費税の方が増額し物価が上昇しているというのに対して、差額が出ているのじゃないかという方がありまして、その国家賠償を原告の方が求めて、それに国の方が敗訴された、それを受けて国の方が検討して、追加給付をするということを決めた内容になります。

もう1点廃止世帯につきましては、今回の計上している世帯数は、死亡されている方も含めて廃止になった件数をすべて挙げさせていただいています。開始時に死亡された方もありますし、これ以降に死亡された方もおられると思います。死亡された方については対象にはなりません。現在、申請されるときに、生きておられる方のみの対象での申請を受付けることになっています。

○掛田委員長 新田委員。

○新田委員 リーマンショックが起きて、物価が下がっちゃったからってという理由なのですかね。それは、改定が違法だったという判決だから、知らせなくていいですかね。或いは求められるのですかね市民から、というのが思うのですよ。なんか広報する中に、書く必要はない。違法だったからで済ませるのですか。

もう1点、亡くなられた方も含まれているというご答弁でしたよね。でしたら、6万4,000円を掛けていたら、支給対象としないということになると、そこで差額が生まれますよね。これはどういうふうな処理になるのでしょうか。

○掛田委員長 はい、松岡社会福祉課長。

○松岡社会福祉課長 はい、今回の最高裁判所の判決等に伴って保護費の追加支給をするということにつきましては、すでに国の方でもホームページの方でも掲載をされております、チラシ等もありますし、なぜこうなったかということは、先ほど話したことがそのまま掲載されている状況ですので、周知はされているということになると思います。

もう1点、廃止世帯につきましては今回予算計上にあたっては、すべての廃止ケースを入れていますので、1件、1件のケースの全部見直しをしてないため、廃止理由が死亡によって、廃止になられて1人世帯になられていた方が廃止になって、今回の支給対象にならないまでは、精査できてないということがあります。ただ、世帯の他の方がおられて、廃止に伴って、まだ他の方がおられる場合は、その方が申請することが可能ですので、残っておられる方が、もう生活保護を受けておられなくても、追加で申請することの対象にはなります。

残った費用につきましては、先ほどもありましたが、試算で6万4,000円での計算をさせていただいておりますので、それ以上の世帯もありますし、当然、それ以下の世帯もありますので、最終的には、残ったものについては、国からの補助金をもらわない形になるということになります。

○掛田委員長 よろしいですか。その他、質疑はございますか。それでは他に質問がないようですので、以上で福祉保健部に係る審査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

た。次の審査のため、説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(福祉保健部退室、産業振興部入室)

○掛田委員長 続いて、産業振興部に係る議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 それでは、議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」のうち、産業振興部が所管する事業等についてご説明いたします。これより着座にて説明をさせていただきます。産業振興部の補正予算事業別審査シートナンバー1をご覧ください。小規模農業基盤整備事業は、施設の機能低下が生じている箇所の機能回復や担い手への農地集約促進のための農地整備、農業用水の安定確保を図るための事業を行うもので、国、県の補助金割り当ての増加及び追加に伴い、委託料及び工事請負費の補正をお願いするものです。シートでの説明は以上となります。

続いて、歳入の補正についてご説明いたします。令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号案）の12ページ、13ページをご覧ください。款19、繰入金、基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、一般財源の不足分として1,695万9,000円を追加。款22、市債、耕地事情債は、先ほど事業別審査シートで説明をしました、小規模農業基盤整備経費の補正財源として、1,160万円を追加しようとするものです。次に、5ページをご覧ください。第3表地方債補正は、先ほど説明しました市債について、第3表の通り、耕地事業について、限度額を変更しようとするものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○掛田委員長 質疑を願います。宍戸委員。

○宍戸委員 事業別審査シートでいいのかな。本来だったら当初予算のときに聞けばよかったと思うのですが。分担金の関係ですね、いわゆる地元負担、補助整備に係る地元負担という、その地元負担という納付の仕方ですね。従来であれば、所有者、その土地の所有者が、払うということだろうと思うのですが、今現在、農地を集約されるということで、請負われた方が負担するとか、或いはその組合が負担するとか、ということだろうと思うのですが、そこはどういう負担のやり方になっているのでしょうか、お聞きいたします。

○掛田委員長 森田農村整備担当課長。

○森田農村整備担当課長 はい、今回補正をお願いしております事業につきまして補助整備関係はございませんので、通常の農地耕作条件、長寿命化、かんがい排水事業につきまして受益者の方から負担金をいただくようになっております。

○掛田委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから受益者というのは所有者ということで理解してよろしいのでしょうか。

○掛田委員長 森田農村整備担当課長。

○森田農村整備担当課長 はい、農地耕作条件につきましては、新規就農者、認定農業者等の集積等の整備を行うものでございますので所有者とは限りません。

○掛田委員長 よろしいですか。宍戸委員。

○宍戸委員 ですから水路だったら、その改良区とか、或いはどう言いますか。組合を作っておられる地元だったら、そこが負担するとか、具体的なところで、ご回答いただけませんか。

○掛田委員長 森田農村整備担当課長。

○森田農村整備担当課長 はい、かんがい排水事業等につきましては、その用排水路の水利組合とか、そういった管理者等が受益を得ておりますのでそちらの方から負担金をいただくようになっております。

○掛田委員長 挙手をお願いします。宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、具体的と言ったのは、今回の補正については、それがすべての負担の仕方ということによろしいのでしょうか。水利組合だけだということに理解してよろしいのですか。

○掛田委員長 森田農村整備担当課長。

○森田農村整備担当課長 はい、まず農地耕作条件改善事業につきましては、それぞれの新規就農者、認定農業者からの受益負担になります。続きまして、農業水路等長寿命化防災減災事業、板木ダム地区につきましては、こちらにつきましては、これまでの経緯等ありまして、防災等の観点から三次市の方も、事業を行う必要があるということで、こちらの方は受益者負担金の方は減免としております。続きまして、かんがい排水事業につきましては、それぞれの水利組合の関係者からいただくようになっております。

○掛田委員長 その他ありませんか。藤井委員。

○藤井委員 ちょっと一般質問みたいになる可能性があるのですが、もしあれでしたら委員長、注意してください。今回の今、宍戸委員も言われたのも、こういうことも含まれているのかなと思うのですが、受益者さんがね、昔は10人、20人いたと、その水路を使うのが、それが今もう1件、2件になっていて、すごく負担に感じられているっていうふうな、例えば、土砂がたまったりとか、草を刈ったりとか、そういったのがすごい負担なのだよっていうのを、いろいろ聞かせていただいています。この受益者の負担率をですね、その状況に合わせて、ちょっと、変動式にしてみるとか、何かそういった三次市として何か独自に、そういったことをできるようなお考えがないのか、よろしかったら聞かせていただきたいと思います。

○掛田委員長 はい、森田農村整備担当課長。

○森田農村整備担当課長 はい、受益者負担金につきましては、分担金条例に基づきまして、負担率の方が決まっております。一昨年前ですかね。災害復旧事業につきましては、農地が5%、施設が2%という上限を決めさせていただいた改正をしております。

○掛田委員長 はい、それ以外ありませんか。他に質問がないようですので、以上で産業振興部に係る審査を終わります。産業振興部皆さんありがとうございました。次の審査のため、説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(産業振興部退室、建設部入室)

○掛田委員長 続いて、建設部に係る議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。建設部の説明を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 失礼しました。議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」のうち、建設部が所管する事業及び経費などについてご説明いたします。以後、着座にて説明をさせていただきます。説明につきましては、補正予算事業別審査シートにより行います。建設部の補正予算事業別審査シートをご覧ください。ナンバー補1、市道整備事業をご覧ください。市道十日市194号線は、現在、市道宗佑線側及び工業団地側の工事を実施しているところです。令和9年1月から、橋梁上部工の架設工事を予定しており、工場での桁製作を含む工期は、本年8月から令和9年5月を予定しています。橋梁上部工などの工事を発注するにあたり、工期を確保するため、令和9年度に繰越をお願いするものです。以上で建設部に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきご可決いただきますようお願いいたします。

○掛田委員長 質疑を願います。増田委員。

○増田委員 はい、当初予算のシートの方見ますと、工事請負費が1億8,500万円になっているのですが、委託料の方が1,500万円になっているのですが、今回あげてもらったのは、全部、工事請負費で繰越になっているのです。繰越明許費は全体事業になっているのですが、シートがそうになっているのですが、これはちょっとどういうことなのかを説明いただくのと、昨今の様々な情勢によって、工事自体ですよ、今の時点でシート出されているので大体これでいかれるのかなと思うのですが、中東情勢とか昨今の情勢によって資材とかの影響でも、もう一段遅れる可能性っていうのはあるのか、その辺りをお聞かせください。

○掛田委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、まず工事請負費が当初予算と違うのじゃないかですけれども、当初予算のときにはですね、1,500万円で、工業団地側の、緑岩橋っていうところあるのですが、そこに工業団地の送水管が入ってまして、その移設の設計業務を予定しておりましたが、これは、令和7年度からの繰越しの事業で実施を、今、しているところでございます。よって、当初は委託料を1,500万計上しておったのですが、それは工事請負費の方で流用させていただいて、全体事業費の2億円を工事請負費で繰越をさせていただいて、その中で、橋梁の上部工、それから、残については、引き続き、道路改良工事を実施していくように予定をしております。

それから、昨今の中東情勢によって、資材単価等が変わって、実施が遅れるのじゃないかということでございますが、今のところはですね、橋梁上部工の設計においても、いろいろメーカーとかから、見積等を徴収する中では、そんなに事業費が変わってくるとかというようなことが、ないかなというふうに考えておりますし、これによって、今、現在としては、工期が遅れるというようなことは、考えていないというところでございます。

○掛田委員長 その他ございませんか。横光委員。

○横光委員 ここで、聞いてわかるかどうか、ちょっと、わからないのですが、起債が1億円繰越にしてありますけれども、この繰越して、起債枠というのがございますよね、それぞれお借りする全体枠の中で、繰越したものは、今年借りないということになると、この1億円というのは、他の事業へ使って、来年度、その枠をいただくということになるのか、それとも、これはこの枠で、固定して持っているということになるのか、そこところは、財政でなければ難しいかもしれませんけ

ども、関わりがあるので聞かせていただきましたが、いかがでしょうか。

○掛田委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、繰越の2億円の内訳でございますけども、国費の道整備交付金が2分の1、その半分为過疎債で事業費はなっております。起債でございますが、繰越をかけると、今年度の借り入れはないのですけども、その枠をもって、来年度に繰り越しをさせていただいて、今年度の枠として、来年度、借りるということになろうかというふうに考えております。

○掛田委員長 その他ありませんか。他に質問がないようですので、以上で建設に係る審査を終わります。建設の皆さんありがとうございます。

以上で議案に係る各部局の説明及び審議を終了いたします。この際、しばらく休憩といたします。休憩後、討論、採決を行います。再開は10時50分といたします。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○掛田委員長 休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。

これより採決を行います。タブレットに掲載の審査報告書に従い、議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」次に、議案第86号「令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」の順に討論、採決を行います。

なお、委員長報告に付すべき意見は、採決の後に行い、その集約は正副委員長にご一任願いたいと思います。

初めに、議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 討論なしと認めます。これより議案第85号を採決いたします。お諮りいたします。議案第85号「令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）」は、原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案の通り可決すべきものと決しました。議案第85号について、委員長報告に付すべきご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 はい、ご意見がないようですので、次の議案の審査を行います。

次に、議案第86号「令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」の審査を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 討論なしと認めます。これより議案第86号を採決いたします。お諮りいたします。議案第86号「令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」は、原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○掛田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案の通り可決すべきものと決しました。議案第86号について、委員長報告に付すべき意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○掛田委員長 はい、ご意見がないようです。以上で、本委員会に付託されておりました議案の審査は終了いたしました。審査の結果の報告は、経過と結果及び意見につきましては、報告し、その報告書の取りまとめにつきましては、正副委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○掛田委員長 ご異議なしと認めます。よって、正副委員長においてまとめをさせていただきたいと思います。なお、明日は本委員会審査報告のまとめなどを行うこととし、休会といたします。

以上で、本定例会における予算決算常任委員会は閉会といたします。委員の皆さん、大変お疲れ様でした。

午前10時53分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年6月24日

予算決算常任委員会

委員長 掛田 勝彦